

佐倉市の個人情報保護

令和2年度 個人情報保護制度運用状況報告書

佐倉市総務部行政管理課

目 次

1	保有個人情報取扱事務の届出等について	2
	(1) 保有個人情報取扱事務の実施機関ごとの内訳	2
	(2) 保有個人情報取扱事務の届出事項	2
	(3) 保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について	3
	(4) 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について	3
2	保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の件数並びにその処理状況.....	3
	(1) 開示請求の件数及びその処理状況	3
	(2) 訂正及び利用停止請求の件数及びその処理状況	3
3	情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情の申出等	3

1 保有個人情報取扱事務の届出等について

保有個人情報取扱事務総数は、691件です。(令和3年3月31日現在)

(1) 保有個人情報取扱事務の実施機関ごとの内訳

(単位：件)

実施機関の名称	部の名称等	取扱事務数
市長	企画政策部	29
	総務部	19
	財政部	15
	市民部	77
	福祉部	131
	健康こども部	102
	産業振興部	25
	環境部	34
	土木部	38
	都市部	61
	危機管理室	12
	資産管理経営室	8
	契約検査室	3
	会計室	3
上下水道事業管理者	上下水道部	37
議会	議会事務局	3
監査委員	監査委員事務局	1
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	11
農業委員会	農業委員会事務局	10
教育委員会	教育委員会事務局	72
個人情報取扱事務総数		691

(2) 保有個人情報取扱事務の届出事項

(単位：件)

内 容	説 明	取扱事務数	割 合
保有個人情報の記録項目	戸籍的事項	690	99.9%
	家庭状況	260	37.6%
	社会生活	426	61.6%
	要配慮個人情報	71	10.3%
	信条・身分	1	0.1%
	社会的差別原因	0	0.0%
	その他	175	25.3%
本人以外からの収集		211	30.5%

経常的な目的外利用		36	5.2%
経常的な外部提供		176	25.5%
委託の状況		136	19.7%
電子計算機処理		238	34.4%

(3) 保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る目的外利用は、20件です。

なお、経常的な目的外利用として届け出られているものを除きます。

(4) 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る外部提供は275件です。主な外部提供先は、警察署（145件）となっており、刑事訴訟法第197条第2項による照会に基づき提供したものです。

なお、経常的な外部提供として届け出られているものを除きます。

2 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の件数並びにその処理状況

(1) 開示請求の件数及びその処理状況

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに、延べ26人の方から開示請求があり、これらの請求に対して実施機関が行った全部開示・部分開示等の処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

請求 件数	公文書 件数	決定区分等							未 決 定
		開示：23		不開示：6				取下げ	
		全部 開示	部分 開示	16条 各号	存否応 答拒否	不存在	却下		
26	29	7	16	0	0	6	0	0	0

(2) 訂正及び利用停止請求の件数及びその処理状況

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに、訂正及び利用停止請求はありませんでした。

3 情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情の申出等

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに、情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情の申出等は、ありませんでした。

佐倉市の個人情報保護

令和2年度個人情報保護制度運用状況報告書（資料編）

佐倉市総務部行政管理課

令和2年度開示請求等の処理状況(一覧)

受付番号	公文書番号	請求年月日	請求区分	請求された保有個人情報の件名又はその内容	所管課等	決定等の内容		不開示理由等	備考
						年月日	内容		
1	1	R2. 4. 3	開示	〇〇〇氏に係る佐倉市または地域包括支援センターによる支援対応記録	高齢者福祉課	R2. 4. 13	部分開示	2号(氏名等)	
2	2	R2. 5. 8	開示	2020年3月1～31日迄の住民票の交付請求書	市民課		不開示	不存在	
3	3	R2. 5. 20	開示	令和元年11月6日付固定資産(証明・閲覧)申請書	資産税課	R2. 5. 28	全部開示		
	4	R2. 5. 20	開示	令和2年1月28日付固定資産(証明・閲覧)申請書	資産税課	R2. 5. 28	部分開示	2号(氏名等)	
4	5	R2. 6. 15	開示	令和2年6月1日から15日までの住民票・印鑑登録証明書の交付申請書	市民課	R2. 6. 25	全部開示		
5	6	R2. 7. 2	開示	〇〇〇氏に係る佐倉市から特別養護老人ホームちとせ小町に通知した文書	高齢者福祉課	R2. 7. 15	部分開示	2号(氏名等)	
6	7	R2. 7. 20	開示	平成29年9月診療分の故〇〇〇〇入院分診療報酬明細書	健康保険課	R2. 7. 31	全部開示		
7	8	R2. 7. 29	開示	令和元年度における〇〇〇に係る障害福祉サービスに関する書類	障害福祉課	R2. 8. 5	部分開示	2, 3号(氏名等、印影)	
8	9	R2. 7. 30	開示	〇〇〇に関する預貯金等の調査結果のうち、「有」と回答した金融機関の回答書すべて	高齢者福祉課	R2. 8. 7	全部開示		
9	10	R2. 7. 30	開示	戸籍に関する証明の取得(請求)の記録(H28. 4. 1～現在まで)	市民課	R2. 8. 12	不開示	不存在	
10	11	R2. 8. 18	開示	千葉県総合企画部報道広報課広聴室長から、令和元年7月24日付で送付された文書	秘書課	R2. 8. 24	全部開示		
	12	R2. 8. 18	開示	自身のことが記載された「市長への手紙」等(令和元年7月中)	秘書課	R2. 8. 24	部分開示	2号(氏名等)	
11	13	R2. 8. 21	開示	①平成30年度における〇〇〇に係る障害福祉サービスに関する書類 ・介護給付費等の支給決定について(H31. 2. 8起案分、H31. 3. 20起案分、H31. 3. 26起案分) ・地域生活支援費の請求(H30. 5・6月、H31. 2月分) ②平成30年度以降のグループホームの請求内容の詳細 ・訓練等給付費等明細書(共同生活援助)(H30・R1年度分) ③令和元年度グループホーム等家賃助成申請書原本の閲覧	障害福祉課	R2. 9. 3	部分開示	2, 3号(氏名等、印影)	
				R2. 9. 3		不開示	不存在		
12	15	R2. 9. 23	開示	直近の障害支援区分認定にかかる医師意見書及び調査票	障害福祉課	R2. 9. 29	部分開示	2号(印影)	
13	16	R2. 9. 29	開示	戸籍に関する証明の取得(請求)の記録(R2. 9. 18～現在まで)	市民課	R2. 10. 9	不開示	不存在	
14	17	R2. 10. 1	開示	社会福祉法人あすか福祉会と〇〇とで取り交わした書類	介護保険課	R2. 10. 2	部分開示	3号(印影)	
15	18	R2. 11. 24	開示	〇〇〇に係る事故報告書	介護保険課	R2. 11. 27	部分開示	2号、3号(氏名等、印影)	
16	19	R2. 12. 18	開示	印鑑登録証明書(2107532)交付枚数と交付日付令和元年7月1日から2年12月18日	市民課	R2. 12. 24	不開示	不存在	
17	20	R2. 12. 21	開示	平成13年10月1日から平成29年1月3日までの間で国民健康保険税の課税内容がわかる書類	健康保険課	R3. 1. 4	全部開示		H18以前廃棄、H20以降回復喪失
18	21	R3. 1. 25	開示	令和2年10月27日に社会福祉法人生活クラブ生活クラブ風の村ショートステイさくらから佐倉市に提出された〇〇〇に関する事故報告書 佐倉市から事業所への調査記録	介護保険課	R3. 2. 4	部分開示	2号、3号(氏名等、印影)	
19	22	R3. 2. 1	開示	サウンドテーブルテニス(STT)に関する「市政へのご意見」「市長への手紙」における〇〇〇〇が記載されている文書の開示(過去2年間分)	社会教育課	R3. 2. 15	部分開示	2号(氏名等)	
20	23	R3. 2. 1	開示	サウンドテーブルテニス(STT)に関する「市政へのご意見」「市長への手紙」における〇〇〇〇が記載されている文書の開示(過去2年間分)	志津公民館	R3. 2. 15	部分開示	2号(氏名等)	
21	24	R3. 2. 9	開示	清掃作業員募集における〇〇〇〇及び申込者の面接の合否の結果内容(評価点数を含む)	廃棄物対策課	R3. 2. 22	部分開示	2号、6号(氏名等、事務事業施行)	
22	25	R3. 2. 15	開示	令和2年10月26日以前に社会福祉法人生活クラブ生活クラブ風の村ショートステイさくらから佐倉市に提出された〇〇〇に関する事故報告書	介護保険課	R3. 2. 19	部分開示	2号、3号(氏名等、印影)	
23	26	R3. 2. 22	開示	平成27年12月から平成28年5月まで印かん登録を発行したことが分かる文書	市民課	R3. 3. 2	不開示	文書不存在	
24	27	R3. 3. 11	開示	白井・千代田地域包括支援センターないし同センター職員の作成保管に係る〇〇〇〇〇に関する支援経過記録(但し令和元年(2019年)9月1日から9月30日までのもの(特に同年9月10日ないし同月13日のもの))	高齢者福祉課	R3. 3. 23	部分開示	2号(氏名等)	

令和2年度開示請求等の処理状況(一覧)

受付 番号	公文書 番号	請求 年月日	請求 区分	請求された保有個人情報の件名又はその内容	所管課等	決定等の内容		不開示理由等	備 考
						年月日	内 容		
25	28	R3.3.19	開示	住民票の交付請求書と委任状 記録のわかる物 令和2年3月9日 令和3年2月12日 令和3年1月15日	市民課	R3.3.30	部分開示	2号、3号(氏名等、印影)	
26	29	R3.3.19	開示	佐倉中央病院と東邦大佐倉病院の診療報酬明細書	社会福祉課	R3.3.31	全部開示		

令和2年度 保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について(一覧)

番号	保有個人情報取扱事務の名称	目的外利用をした保有個人情報	実施機関	目的外利用した所属	適用条項	提供日	備考
1	介護報酬審査請求事務	施設入所者の氏名、宛名番号、サービス利用月、生年月日、利用サービス種類、性別	市長 (介護保険課)	健康増進課	5号	R2.4.7	
2	介護報酬審査請求事務	施設入所者の氏名、宛名番号、サービス利用月、生年月日、利用サービス種類、性別	市長 (介護保険課)	健康保険課	5号	R2.4.7	
3	介護報酬審査請求事務	施設入所者の氏名、宛名番号、性別、サービス利用月、生年月日、利用サービス種類	市長 (介護保険課)	障害福祉課	5号	R2.4.14	
4	介護報酬審査請求事務	施設入所者の氏名、宛名番号、性別、サービス利用月、生年月日、利用サービス種類	市長 (介護保険課)	障害福祉課	5号	R2.5.12	
5	介護報酬審査請求事務	施設入所者の氏名、宛名番号、性別、サービス利用月、生年月日、利用サービス種類	市長 (介護保険課)	障害福祉課	5号	R2.6.23	
6	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	住宅課	5号	R2.7.1	
7	介護報酬審査請求事務	施設入所者の氏名、宛名番号、性別、サービス利用月、生年月日、利用サービス種類	市長 (介護保険課)	障害福祉課	5号	R2.7.17	
8	公金収納事務	公金収納事務	上下水道事業管理者 (給排水課)	住宅課	5号	R2.7.30	
9	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	住宅課	5号	R2.8.5	
10	介護報酬審査請求事務	施設入所者の氏名、宛名番号、サービス利用月、生年月日、利用サービス種類、性別	市長 (介護保険課)	障害福祉課	5号	R2.8.27	
11	介護報酬審査請求事務	施設入所者の氏名、宛名番号、サービス利用月、生年月日、利用サービス種類、性別	市長 (介護保険課)	障害福祉課	5号	R2.9.29	
12	介護報酬審査請求事務	施設入所者の氏名、宛名番号、サービス利用月、生年月日、利用サービス種類、性別	市長 (介護保険課)	障害福祉課	5号	R2.10.21	
13	特別定額給付金給付事務	生活保護受給者に対する特別定額給付金給付実績(支給金額、支給年月日、生活保護受給者が属する世帯構成員の氏名)	市長 (市民課)	社会福祉課	5号	R2.10.30	
14	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	市長 (市民税課)	高齢者福祉課	4号	R2.9.30	
15	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	住宅課	5号	R2.12.22	
16	心身障害者児手帳交付事務、精神障害者保健福祉手帳に関する窓口事務、障害介護給付費等支払事務	身体、精神、知的障害手帳所持者情報並びに障害支援区分認定者情報	市長 (障害福祉課)	社会福祉課	1号	R3.1.15	
17	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	住宅課	5号	R3.1.22	
18	介護報酬審査請求事務	施設入所者の氏名、宛名番号、サービス利用月、生年月日、利用サービス種類、性別	市長 (介護保険課)	障害福祉課	5号	R3.1.29	
19	介護報酬審査請求事務	介護保険サービスの利用者負担額から高額介護サービス費支給額を除いた額、利用介護保険サービス、利用介護保険事業所番号、高額介護サービス費(年間負担上限)の該当有無	市長 (介護保険課)	障害福祉課	5号	R3.2.2	
20	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	社会福祉課	2号	R3.3.5	

令和2年度 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況(一覧)

番号	保有個人情報取扱事務の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供先	適用条項	根拠法令等	提供日	備考
1	市民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.4.1	
2	国民健康保険資格得喪事務	国民健康保険の加入状況(閲覧)	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.4.7	
3	軽自動車賦課調定事務	個人の課税状況(該当車両の使用者等)	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	道路交通法第51条の5第2項	R2.4.9	
4	成年後見制度利用支援事業	佐倉市長による成年後見開始審判請求に係る申立資料一式	市長 (高齢者福祉課)	成年後見人	第5号 (類型5)	成年後見制度の利用の促進に関する法律第8条	R2.4.10	
5	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の内容(該当なし)	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.4.13	
6	不法投棄監視事務	八千代警察署管内で発生した不法投棄案件にかかる通報者情報(氏名・住所・電話番号)	市長 (廃棄物対策課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.4.17	
7	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の内容	市長 (社会福祉課)	船橋市	第5号 (類型2)	介護保険法施行令第39条	R2.4.16	
8	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険の使用状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.4.27	
9	市民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.4.27	
10	児童手当事務	配偶者からの暴力が認められる事例の児童手当の事務処理状況の報告	市長 (児童青少年課)	千葉県	第5号 (類型5)	児童虐待・DV事例における児童手当法に基づく事務処理運用指針	R2.4.24	
11	身体障害者手帳に関する窓口事務	・障害者手帳の交付事実(交付日、等級、病名)・身体障害者手帳交付申請書の写し・障害者手帳交付申請時の診断書の写し・身体障害者手帳の写し・自立支援医療支給認定申請書の写し・自立支援医療支給認定申請時の診断書の写し・自立支援医療受給者証(精神通院)の写し	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.4.27	
12	戸籍謄本(除籍謄本)交付事務	戸籍謄本(除籍謄本)の交付申請状況	市長 (市民課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.4.30	
13	国民健康保険資格得喪事務	国民健康保険の加入状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.5.7	
14	軽自動車賦課調定事務	個人の課税状況(該当車両の使用者等)	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	道路交通法第51条の5第2項	R2.4.28	
15	軽自動車賦課調定事務	個人の課税状況(該当車両の所有者等)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.7.23	
16	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市井野1386番22地先 志津駅方向佐倉市井野1386番22地先 上高野方向佐倉市井野1387番1地先 志津中学校方向について、令和2年5月4日午後4時20分から同日午後5時30分までの映像の提供	市長 (危機管理室)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.5.11	
17	介護保険認定事務	介護認定申請書、調査票及び主治医意見書の写し	市長 (介護保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.4.24	
18	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.5.12	
19	公金収納事務	水道契約状況等(特別定額給付事業関係)	上下水道事業管理者 (給排水課)	佐倉市(市民部市民課)	第5号 (類型2)		R2.7.23	
20	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険の使用状況(レセプト・診療記録)	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.5.19	
21	該当防犯カメラ運用に係る事務	①佐倉市西志津4丁目15番2号地先 南志津公園前交差点 ②佐倉市上志津1824番8地先 国道296号側出入口交差点の防犯カメラにより録画した映像令和2年5月9日午後6時から令和2年5月10日午前2時までの映像	市長 (危機管理室)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.5.19	
22	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険の使用状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.5.26	
23	一般廃棄物処分業の許可業務、一般廃棄物収集運搬の許可業務、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による過去の指導・警告の有無	一般廃棄物処分業の許可の有無一般廃棄物収集運搬の許可の有無廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による過去の指導・警告の有無	市長 (廃棄物対策課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.5.27	
24	該当防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市宮前3丁目4番地1地先 京成佐倉駅北ロータリー・レゼン前の防犯カメラにより録画した映像令和2年5月23日午後10時から令和2年5月24日午前3時までの映像	市長 (危機管理室)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.5.26	
25	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給状況等	市長 (社会福祉課)	公共職業安定所	第5号 (類型2)	雇用保険法第10条の4、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第27条、国税徴収法第146条の2	R2.5.26	
26	臨時運行許可申請事務	自動車臨時運行許可申請書の記入内容	市長 (道路維持課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.5.22	
27	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.4	
28	佐倉市営自転車駐車場防犯カメラ管理事務	京成佐倉駅北口自転車駐車場防犯カメラ録画映像	市長 (道路維持課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.1	
29	成年後見制度利用支援事業	佐倉市長による成年後見開始審判請求に係る申立資料一式	市長 (高齢者福祉課)	成年後見人	第5号 (類型5)	成年後見制度の利用の促進に関する法律第8条	R2.6.5	
30	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.9	
31	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.9	
32	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.9	
33	畜犬登録事務	飼い犬の登録内容及び狂犬病予防接種の有無	市長 (生活環境課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.11	
34	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無	市長 (社会福祉課)	岡崎市	第5号 (類型2)	国税徴収法第141条、地方税法第20条の11	R2.6.16	
35	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.16	
36	国民健康保険資格得喪事務、国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険の加入状況、国民健康保険の使用状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.18	
37	軽自動車賦課調定事務	個人の課税状況(該当車両の所有者等)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	道路交通法第51条の5第2項	R2.6.15	
38	軽自動車賦課調定事務	個人の課税状況(該当車両の所有者等)	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	道路交通法第51条の5第2項	R2.6.15	
39	健康診査等事務(集団検診)	健康診断受診記録	市長 (健康増進課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.18	
40	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険の加入状況及び使用状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.19	

令和2年度 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況(一覧)

番号	保有個人情報取扱事務の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供先	適用条項	根拠法令等	提供日	備考
41	療育手帳に関する窓口事務	障害者手帳の有無、障害者手帳の交付日、障害等級	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.19	
42	国民健康保険資格得喪事務、国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険の加入状況、国民健康保険の使用状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.22	
43	軽自動車賦課調定事務	個人の課税状況(該当車両の所有者等)	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	道路交通法第51条の5第2項	R2.6.19	
44	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給者証明書(児童措置費の負担額認定のため)	市長 (社会福祉課)	児童相談所	第5号 (類型2)	児童福祉法第56条第4項	R2.6.23	
45	一般廃棄物処分業の許可業務、一般廃棄物収集運搬の許可業務、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による指導・警告	一般廃棄物処分業の許可の有無一般廃棄物収集運搬の許可の有無廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による過去の指導・警告の有無	市長 (廃棄物対策課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.23	
46	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市県民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.23	
47	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.23	
48	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市県民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.24	
49	軽自動車賦課調定事務	個人の課税状況(該当車両の所有者等)	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	道路交通法第51条の5第2項	R2.6.23	
50	生活保護法に基づく援護措置事務	廃止に関わる保護決定調査、生活保護台帳、ケース記録等について	市長 (社会福祉課)	福祉事務所	第5号 (類型2)	生活保護法第29条	R2.6.26	
51	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市県民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.30	
52	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市県民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.30	
53	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険の加入状況及び使用状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.7.1	
54	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市県民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.7.1	
55	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.6.29	
56	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.7.3	
57	成年後見制度利用支援事業	佐倉市長による成年後見開始審判請求に係る申立資料 一式	市長 (高齢者福祉課)	成年後見人	第5号 (類型5)	成年後見制度の利用の促進に関する法律第8条	R2.7.3	
58	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市県民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.7.3	
59	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の内容	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.7.7	
60	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	道路交通法第51条2項及び国徴収法第146条の2	R2.7.8	
61	国民健康保険資格得喪事務	国民健康保険の加入状況及び当該基準日における国保世帯状況	市長 (健康保険課)	木更津市	第5号 (類型2)	国民健康保険法第113条の2	R2.7.8	
62	成年後見制度利用支援事業	佐倉市長による成年後見開始審判請求に係る申立資料 一式	市長 (高齢者福祉課)	成年後見人	第5号 (類型5)	成年後見制度の利用の促進に関する法律第8条	R2.7.9	
63	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市県民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.7.10	
64	相談援助業務	千葉県佐倉市上志津1668番地被相続人〇〇〇〇に係る介護予防支援経過記録(サービス担当者会議の要旨を含む)及び相談詳細照会	市長 (高齢者福祉課)	裁判所	第5号 (類型1)	民事訴訟法第226条	R2.7.13	
65	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市県民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.7.16	
66	消費生活相談事務	相談内容、処理結果、相手方(業者)の住所・氏名・連絡先	市長 (消費生活センター)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.7.21	
67	児童手当事務	配偶者からの暴力が認められる事例の児童手当の事務処理状況の報告	市長 (児童青少年課)	千葉県	第5号 (類型5)	児童虐待・DV事例における児童手当法に基づく事務処理運用指針	R2.7.21	
68	児童手当事務	配偶者からの暴力が認められる事例の児童手当の事務処理状況の報告	市長 (児童青少年課)	千葉県	第5号 (類型5)	児童虐待・DV事例における児童手当法に基づく事務処理運用指針	R2.7.21	
69	家庭児童相談事業事務	令和元年9月から10月の間に実施した面接状況および関係機関との連絡状況についての記録	市長 (児童青少年課)	検察庁	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.7.27	
70	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市県民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.7.29	
71	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市県民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.7.29	
72	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無	市長 (社会福祉課)	検察庁	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第507号	R2.7.30	
73	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市表町3丁目12番1地先 交差点 令和2年7月21日午前6時49分から同日午前8時49分までの映像の提供	市長 (危機管理室)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.7.29	
74	佐倉市営自転車駐車場防犯カメラ管理事務	JR佐倉駅南口自転車駐車場防犯カメラ録画映像(ビデオカメラ録画映像に関する情報)	市長 (道路維持課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.7.27	
75	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市白銀1丁目4番地先 交差点令和2年7月16日午前8時30分から同日午前10時30分までの映像	市長 (危機管理室)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.7.30	
76	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市白銀1丁目4番地先 交差点令和2年7月16日午前8時30分から同日午前10時30分までの映像	市長 (危機管理室)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.7.31	
77	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.7.30	
78	国民健康保険資格得喪事務	国民健康保険の加入状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.8.3	
79	成年後見制度利用支援事業	佐倉市長による成年後見開始審判請求に係る申立て資料 一式	市長 (高齢者福祉課)	成年後見人	第5号 (類型5)	成年後見制度の利用の促進に関する法律第8条	R2.8.3	
80	軽自動車税賦課調定事務	軽自動車税(種別割)納税義務者の現住所	市長 (市民税課)	秦野市	第5号 (類型2)	地方税法第20条の11	R2.8.3	
81	軽自動車税賦課調定事務	個人の課税状況(該当車両の所有者等)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.8.5	
82	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	調剤(診療)報酬明細書の写し	市長 (健康保険課)	千葉県	第5号 (類型2)	国民健康保険法第75条の3	R2.8.14	
83	JR佐倉駅自由通路防犯カメラ管理事務	JR佐倉駅南口エスカレーター防犯カメラ録画映像(DVD-Rにて提供)	市長 (道路維持課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.8.4	
84	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険の加入の有無及び使用状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.8.7	
85	軽自動車税賦課調定事務	該当車両の標識交付証明書の写し等(現在記録及び保存記録)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.8.14	

令和2年度 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況(一覧)

番号	保有個人情報取扱事務の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供先	適用条項	根拠法令等	提供日	備考
86	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.8.20	
87	生活保護法に基づく援護措置事務	廃止に関わる保護決定調書、生活保護台帳、ケース記録等について	市長 (社会福祉課)	千葉市	第5号 (類型2)	生活保護法第29条	R2.8.21	
88	精神障害者保健福祉手帳に関する窓口事務	障害者手帳交付申請書の写し、障害者手帳交付申請時の診断書の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、自立支援医療支給認定申請書の写し、自立支援医療受給者証(精神通院)の写し	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.8.20	
89	利用者支援事業相談支援事務、母子健康手帳交付事務	ケース連絡票、妊娠届出書及びアンケート	市長 (健康増進課)	富里市	第2号		R2.8.25	
90	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.8.25	
91	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.8.25	
92	公金収納業務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	国税局	第5号 (類型2)	国税徴収法第146条の2	R2.8.25	
93	利用者支援事業相談支援事務	家族の状況、支援の経過	市長 (健康増進課)	佐野市	第1号	児童福祉法第21条の10の5第1項	R2.8.20	
94	図書貸出事務	利用状況・利用時間(該当なし)	佐倉市教育委員会 (佐倉南図書館)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.8.25	
95	精神障害者保健福祉手帳に関する窓口事務	障害者手帳交付申請書の写し、障害者手帳交付申請時の診断書の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、自立支援医療支給認定申請書の写し、自立支援医療受給者証(精神通院)の写し	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.8.28	
96	国民健康保険資格得喪事務	国民健康保険の加入状況および当該基準日における国保世帯状況	市長 (健康保険課)	船橋市	第5号 (類型2)	国民健康保険法第113条の2	R2.8.31	
97	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市生谷1304番地先 生谷交差点令和2年8月24日午後8時から同日午後10時までの映像	市長 (危機管理室)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.8.28	
98	1歳6か月児健康診査事務、利用者支援事業相談支援事務	1歳6か月児健康診査問診票、ケース連絡票	市長 (健康増進課)	三郷市	第2号		R2.8.21	
99	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市中志津2丁目33番2地先 中志津交差点令和2年8月27日午後11時から令和2年8月28日午前3時までの映像	市長 (危機管理室)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.9.1	
100	消費生活相談事務	相談者の氏名・電話番号	市長 (消費生活センター)	消費者庁	第2号	消費者安全法第2条第5項第3号	R2.9.1	
101	軽自動車税賦課測定事務	個人の課税状況(該当車両の所有者等)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.9.4	
102	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課測定事務	個人市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.9.4	
103	国民健康保険資格得喪事務、国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険の加入状況国民健康保険の使用状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.9.7	
104	消費生活相談事務	貴金属等の訪問購入に係る契約書写し等	市長 (消費生活センター)	千葉県	第5号 (類型2)	特定商取引に関する法律	R2.9.8	
105	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給証明書(新型コロナウイルスに係る入院費用における自己負担額の決定手続きのため)	市長 (社会福祉課)	保健所	第5号 (類型2)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に施行規則第37条	R2.9.3	
106	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	税務署	第5号 (類型2)	国税徴収法第146条の2	R2.9.3	
107	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	税務署	第5号 (類型2)	国税徴収法第146条の2	R2.9.9	
108	生活保護法に基づく援護措置事務	保護決定調書、生活保護台帳、ケース記録等について	市長 (社会福祉課)	習志野市	第5号 (類型2)	生活保護法第29条	R2.9.10	
109	固定資産税・都市計画税賦課事務(閲覧のみ)	固定資産税・都市計画税 課税台帳兼名寄帳	市長 (資産税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.9.9	
110	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課測定事務	個人市県民税課税状況等(閲覧のみ)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.9.9	
111	市税収納管理事務	住民税、軽自動車税 納付状況	市長 (債権管理課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.9.9	
112	生活保護法に基づく援護措置事務	保護決定調書、ケース記録、保護台帳等について	市長 (社会福祉課)	船橋市	第5号 (類型2)	生活保護法第29条	R2.9.14	
113	生活保護法に基づく援護措置事務	保護決定調書、生活保護台帳、ケース記録等について	市長 (社会福祉課)	札幌市	第5号 (類型2)	生活保護法第29条	R2.9.14	
114	成年後見制度利用支援事業	佐倉市長による成年後見開始審判請求に係る申立資料一式	市長 (高齢者福祉課)	成年後見人	第5号 (類型5)	成年後見制度の利用の促進に関する法律第8条	R2.9.15	
115	建築基準法に基づく事務	建築主の住所・氏名	市長 (建築指導課)	国税局	第5号 (類型2)	国税徴収法第146条の2	R2.9.17	
116	利用者支援事業相談支援事務、個別予防接種事務	ケース連絡票、予防接種個人台帳	市長 (健康増進課)	八千代市	第2号		R2.9.17	
117	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課測定事務	個人住民税課税状況等	市長 (市民税課)	税関	第5号 (類型2)	関税法第119条第2項	R2.9.17	
118	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無、期間、扶助内容について	市長 (社会福祉課)	公共職業安定所	第5号 (類型2)	雇用保険法第10条の4、国税徴収法第146条の2、労働保険の保険料の徴収に関する法律第27条	R2.9.16	
119	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課測定事務	個人住民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	税関	第5号 (類型2)	関税法第119条第2項	R2.9.23	
120	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.9.23	
121	印鑑登録事務	印鑑登録:過去の印影が確認できる書類	市長 (市民課)	税務署	第5号 (類型2)	国税通則法第74条の12	R2.9.23	
122	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	診療(調剤)報酬明細書の写し	市長 (健康保険課)	千葉県	第5号 (類型2)	国民健康保険法第75条の3	R2.9.24	
123	精神障害者保健福祉手帳に関する窓口事務	障害者手帳交付申請時の診断書の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、自立支援医療受給者証(精神通院)の写し	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.9.24	
124	建築基準法に基づく事務	建築主の住所・氏名	市長 (建築指導課)	国税局	第5号 (類型2)	国税徴収法第146条の2	R2.9.24	
125	建築基準法に基づく事務	建築主の住所・氏名	市長 (建築指導課)	国税局	第5号 (類型2)	国税徴収法第146条の2	R2.9.24	
126	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課測定事務	個人市県民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.9.25	
127	佐倉市営自転車駐車場運営事務	京成佐倉駅北口水路自転車駐車場契約者名簿	市長 (道路維持課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.9.25	

令和2年度 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況(一覧)

番号	保有個人情報取扱事務の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供先	適用条項	根拠法令等	提供日	備考
128	利用者支援事業相談支援事務、個別予防接種事務	ケース連絡票、予防接種個人台帳	市長 (健康増進課)	八千代市	第2号		R2.9.10	
129	ミレニアムセンター佐倉施設管理事務	佐倉市宮前3-4-1ミレニアムセンター佐倉の防犯カメラにより録画した映像 令和2年9月23日(水)午前9時から午前11時30分までの映像の閲覧及び接写	市長 (ミレニアムセンター)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.9.24	
130	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	調剤(診療)報酬明細書の写し	市長 (健康保険課)	千葉県	第5号 (類型2)	国民健康保険法第75条の3	R2.9.29	
131	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.9.29	
132	利用者支援事業相談支援事務、母子健康手帳交付事務	ケース記録票、妊娠届出書及びアンケート	市長 (健康増進課)	仙台市	第2号		R2.9.30	
133	軽自動車賦課調定事務	個人の課税状況(該当車両の所有者等)	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	道路交通法第51条の5第2項	R2.10.1	
134	児童手当事務	配偶者からの暴力が認められる事例の児童手当の事務処理状況の報告	市長 (児童青少年課)	千葉県	第5号 (類型5)	児童虐待・DV事例における児童手当法に基づく事務処理運用指針	R2.9.24	
135	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護開始時の金融機関調査記録	市長 (社会福祉課)	弁護士	第5号 (類型5)	民法第953条	R2.9.29	
136	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無	市長 (社会福祉課)	日本放送協会	第2号		R2.9.28	
137	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.10.5	
138	利用者支援事業相談支援事務、個別予防接種事務	ケース連絡票、予防接種個人台帳、千葉市からの継続支援依頼文	市長 (健康増進課)	四街道市	第2号		R2.10.7	
139	利用者支援事業相談支援事務、個別予防接種事務	ケース連絡票、予防接種個人台帳	市長 (健康増進課)	西之表市	第2号		R2.10.7	
140	利用者支援事業相談支援事務、個別予防接種事務	ケース連絡票、予防接種個人台帳	市長 (健康増進課)	八千代市	第2号		R2.10.7	
141	利用者支援事業相談支援事務、個別予防接種事務	ケース連絡票、予防接種個人台帳	市長 (健康増進課)	印西市	第2号		R2.10.7	
142	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	税務署	第5号 (類型2)	国税徴収法第146条の2	R2.10.7	
143	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.10.7	
144	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	診療(調剤)報酬明細書の写し	市長 (健康保険課)	千葉県	第5号 (類型2)	国民健康保険法第75条の3	R2.10.9	
145	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.10.9	
146	軽自動車税賦課調定事務	個人の課税状況(該当車両の所有者等)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.10.9	
147	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.10.19	
148	市民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人住民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	国税局	第5号 (類型2)	国税通則法第131条第2項	R2.10.21	
149	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	税務署	第5号 (類型2)	国税徴収法第146条の2	R2.10.23	
150	市民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.10.23	
151	特別定額給付金支給事務	特別定額給付金振込口座(銀行名および支店名)	市長 (市民課)	名張市	第5号 (類型2)	地方税法第20条の11	R2.10.23	
152	利用者支援事業相談支援事務、母子健康手帳交付事務	ケース連絡票、妊娠届出書及びアンケート	市長 (健康増進課)	小山町	第2号		R2.10.14	
153	精神障害者保健福祉手帳に関する窓口事務	障害者手帳の有無、障害等級、病名、生活保護の受給の有無、障害者手帳交付申請時の診断書の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、自立支援医療受給者証(精神通院)の写し	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.10.27	
154	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市井野1560-6地先 井野(上高野入口バス停付近)令和2年10月20日午後7時から令和2年10月20日午後8時までの映像	市長 (危機管理室)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.10.26	
155	市民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.10.27	
156	市民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.10.27	
157	消費生活相談事務	相談者情報、相談内容、処理結果、	市長 (消費生活センター)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.10.27	
158	身体障害者手帳および精神障害者保健福祉手帳に関する窓口事務	障害者手帳の有無、障害等級、障害者手帳交付申請時の診断書の写し、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、自立支援医療受給者証(精神通院)の写し	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.10.28	
159	戸籍謄本(除籍謄本)交付事務	戸籍謄本(除籍謄本)の交付申請状況	報告日	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.11.4	
160	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給者証明書(県税賦課徴収のため)	市長 (社会福祉課)	県税事務所	第5号 (類型2)	地方税法第20条の11	R2.11.4	
161	利用者支援事業相談支援事務、個別予防接種事務	ケース連絡票、予防接種個人台帳	市長 (健康増進課)	巖手市	第1号	児童福祉法第21条の10の5第1項	R2.11.4	
162	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	診療(調剤)報酬明細書の写し※241名分	市長 (健康保険課)	千葉県	第5号 (類型2)	国民健康保険法第75条の3	R2.11.5	
163	成年後見制度利用促進事業	佐倉市長による成年後見開始審判請求に係る申立書類 一式	市長 (高齢者福祉課)	成年後見人	第5号 (類型5)	成年後見制度の利用の促進に関する法律第8条	R2.11.9	
164	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市王子台4丁目1番1地先(京成臼井駅南口入口)令和2年10月19日午前7時から令和2年10月19日午前7時30分までの映像	市長 (危機管理室)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.11.5	
165	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	国民健康保険の使用状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.11.11	
166	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無	市長 (社会福祉課)	札幌市豊平区	第5号 (類型2)	地方税法第20条の11	R2.11.19	
167	軽自動車賦課調定事務	個人の課税状況(該当車両の所有者等)	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	道路交通法第51条の5第2項	R2.11.13	
168	畜犬登録事務	飼育者の登録内容及び狂犬病予防接種の有無	市長 (生活環境課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.10.22	
169	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	小平市	第5号 (類型2)	地方税法第20条の11	R2.10.29	
170	利用者支援事業相談支援事務、母子健康手帳交付事務	佐倉市健康増進課での関与の経過、子の状況、保護者の状況	市長 (健康増進課)	裁判所	第5号 (類型1)	人事訴訟法第33条及び第34条	R2.10.22	
171	畜犬登録事務	飼育者の登録内容及び狂犬病予防接種の有無	市長 (生活環境課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.11.10	

令和2年度 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況(一覧)

番号	保有個人情報取扱事務の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供先	適用条項	根拠法令等	提供日	備考
172	国民健康保険資格得喪事務	国民健康保険の加入状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.11.11	
173	利用者支援事業相談支援事務、母子健康手帳交付事務、個別予防接種事務	ケース連絡票、妊娠届出書及びアンケート、予防接種個人票	市長 (健康増進課)	四街道市	第2号		R2.11.18	
174	民生・児童委員の氏名・連絡先	学区内の民生・児童委員の氏名・連絡先	市長 (社会福祉課)	高等学校	第2号		R2.10.20	
175	精神障害者保健福祉手帳に関する窓口事務	障害者手帳の有無、交付年月日、障害等級、精神障害者保健福祉手帳の写し、障害者手帳交付申請時の診断書の写し、自立支援医療受給者証(精神通院)の写し	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.11.24	
176	児童手当事務	配偶者からの暴力が認められる事例の児童手当の事務処理状況の報告	市長 (児童青少年課)	千葉県	第5号 (類型5)	児童虐待・DV事例における児童手当法に基づく事務処理運用指針	R2.11.25	
177	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.11.25	
178	公金収納業務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	税関	第5号 (類型2)	関税法第119条第2項	R2.11.30	
179	軽自動車賦課調定事務	個人の課税状況(該当車両の所有者等)	市長 (市民課)	公安委員会	第5号 (類型1)	道路交通法第51条の5第2項	R2.11.30	
180	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.12.1	
181	利用者支援事業相談支援事務	ケース連絡票	市長 (健康増進課)	加須市	第2号		R2.12.2	
182	公金収納業務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	出入国在留管理局	第5号 (類型2)	出入国管理及び難民認定法第59条の2第3項	R2.12.3	
183	不法投棄監視事務	佐倉警察署管内で発生した不法投棄案件にかかる行為者情報(氏名・生年月日・住所・電話番号・本籍地)	市長 (廃棄物対策課)	警察署	第5号 (類型5)		R2.12.4	
184	利用者支援事業相談支援事務、個別予防接種事務	ケース連絡票、予防接種個人台帳	市長 (健康増進課)	四街道市	第2号		R2.11.20	
185	利用者支援事業相談支援事務	ケース連絡票、妊娠届出書	市長 (健康増進課)	八千代市	第2号		R2.11.19	
186	国民健康保険資格得喪事務	国民健康保険の加入状況家族状況国民健康保険の使用状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.12.8	
187	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無	市長 (社会福祉課)	中央児童相談所	第5号 (類型2)	児童福祉法第56条第4項	R2.12.8	
188	国民健康保険資格得喪事務	国民健康保険の加入状況家族状況国民健康保険の使用状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.12.8	
189	住民基本台帳関係事務	住民基本台帳カードの顔写真等の送付請求	市長 (市民課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.12.8	
190	利用者支援事業相談支援事務	ケース連絡票	市長 (健康増進課)	久留米市	第2号		R2.12.8	
191	国民健康保険資格得喪事務	国民健康保険の加入状況国民健康保険の使用状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.12.10	
192	利用者支援事業相談支援事務、個別予防接種事務	ケース連絡票、予防接種個人台帳	市長 (健康増進課)	船橋市	第2号		R2.12.10	
193	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.12.10	
194	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等	市長 (市民課)	国税局	第5号 (類型2)	国税通則法第131条第2項	R2.12.14	
195	一般廃棄物処分業の許可業務、一般廃棄物収集運搬の許可業務、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による過去の指導・警告の有無	一般廃棄物処分業の許可の有無一般廃棄物収集運搬の許可の有無廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による過去の指導・警告の有無	市長 (廃棄物対策課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.12.14	
196	佐倉市営自転車駐車場防犯カメラ管理事務	京成志津駅北口・南口自転車駐車場防犯カメラ録画映像(ビデオカメラ録画映像に関する情報)	市長 (道路維持課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.12.21	
197	特別定額給付金支給事務	特別定額給付金振込口座(銀行名および支店名)、免許証写し、通帳写し、氏名、電話番号、住所	市長 (市民課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.12.24	
198	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等	市長 (市民課)	裁判所	第5号 (類型1)	民事執行法第206条1項及び第208条1項	R2.12.25	
199	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.12.25	
200	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.12.25	
201	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等	市長 (市民課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.12.28	
202	成年後見制度利用促進事業	佐倉市長による成年後見開始審判請求に係る申立書類 一式	市長 (高齢者福祉課)	成年後見人	第5号 (類型5)	成年後見制度の利用の促進に関する法律第8条	R2.12.28	
203	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.12.25	
204	精神障害者保健福祉手帳に関する窓口事務	相談記録票	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.1.4	
205	利用者支援事業相談支援事務	ケース連絡票、支援記録1号様式2部	市長 (健康増進課)	四街道市	第2号		R2.12.23	
206	利用者支援事業相談支援事務、個別予防接種事務	ケース連絡票、予防接種個人台帳、妊娠届出書及びアンケート	市長 (健康増進課)	千葉市花見川区	第1号	児童福祉法第21条の10の5第1項	R2.12.25	
207	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	調剤(診療)報酬明細書の写し	市長 (健康保険課)	千葉県	第5号 (類型2)	国民健康保険法第75条の3	R3.1.6	
208	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.1.5	
209	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.11.4	
210	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	出入国在留管理局	第5号 (類型1)	出入国管理及び難民認定法第59条の2第3項	R3.1.8	
211	精神障害者保健福祉手帳に関する窓口事務	障害者手帳の有無、交付年月日、病名、障害等級、障害者手帳交付申請書の写し、自立支援医療費支給認定申請書(精神通院)の写し、障害者手帳交付申請時の診断書の写し、自立支援医療受給者証(精神通院)の写し	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.1.12	
212	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市井野1386番地22地先(2台)、佐倉市井野1387番地1地先(1台)令和3年1月12日午後11時から令和3年1月13日午前4時00分までの映像	市長 (危機管理室)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.1.14	

令和2年度 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況(一覧)

番号	保有個人情報取扱事務の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供先	適用条項	根拠法令等	提供日	備考
213	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市王子台4丁目1番1地先(王子台4丁目交差点)令和3年1月6日午後10時45分から令和3年1月6日午後11時00分までの映像	市長 (危機管理室)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.1.15	
214	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	出入国在留管理局	第5号 (類型1)	出入国管理及び難民認定法第59条の2第3項	R3.1.18	
215	利用者支援事業相談支援事務、新生児・こどもには赤ちゃん・妊産婦訪問事務	ケース連絡票、産婦・新生児訪問指導記録	市長 (健康増進課)	八街市	第2号		R3.1.20	
216	柔道整復施術療養費支給申請書処理事務	柔道整復施術療養費支給申請書の写し※57名分	市長 (健康保険課)	千葉県	第5号 (類型2)	受領委任の取扱規程第8章の44	R3.1.19	
217	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市生谷1304番地先(生谷交差点)令和3年1月9日午後3時から令和3年1月9日午後5時までの映像	市長 (危機管理室)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.1.18	
218	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	道路交通法第51条の5第2項	R3.1.26	
219	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市白井田1006番2地先(県道千葉白井印西線 白井田五差路)佐倉市生谷1304番地先(生谷交差点)における防犯カメラ映像情報提供の詳細日時は別紙のとおり。	市長 (危機管理室)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.1.27	
220	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	国税事務所	第5号 (類型2)	地方税法第20条の11	R3.2.1	
221	軽自動車賦課調定事務	個人の課税状況(該当車両の所有者等)	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	道路交通法第51条の5第2項	R3.2.2	
222	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市井野1560-6地先(井野 上高野人口バス停付近(国道296号方面))における防犯カメラ映像情報	市長 (危機管理室)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.2.2	
223	療育手帳に関する窓口事務	療育手帳の写し・療育手帳再判定申請書の写し・知的障害者現況調査票・日常生活能力評価票	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.2.8	
224	療育手帳に関する窓口事務	療育手帳の写し	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.2.9	
225	生活保護法に基づく援護措置事務	生活歴及び生活指導記録、法第29条調査結果報告書、戸籍の写し等について	市長 (社会福祉課)	さいたま市桜福祉事務所	第5号 (類型2)	生活保護法第29条	R3.2.9	
226	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	税務署	第5号 (類型2)	国税徴収法第146条の2	R3.2.9	
227	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	調剤(診療)報酬明細書の写し※19名分	市長 (健康保険課)	千葉県	第5号 (類型2)	国民健康保険法第75条の3	R3.2.15	
228	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	診療報酬明細書の写し	市長 (健康保険課)	労働基準監督署	第5号 (類型2)	労働者災害補償保険法第49条の3	R3.2.15	
229	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.2.16	
230	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	診療報酬明細書の写し	市長 (健康保険課)	関東信越厚生局	第5号 (類型2)	国民健康保険法第45条の2	R3.2.15	
231	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護の受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	大阪市阿倍野区保健福祉センター	第5号 (類型2)	生活保護法第29条	R3.2.19	
232	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.2.22	
233	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	診療(調剤)報酬明細書の写し	市長 (健康保険課)	千葉県	第5号 (類型2)	国民健康保険法第75条の3	R3.3.1	
234	国民健康保険資格得喪事務	国民健康保険の加入状況	市長 (健康保険課)	船橋市	第5号 (類型2)	国民健康保険法第113条の2	R3.2.25	
235	国民健康保険資格得喪事務	国民健康保険の加入状況 国民健康保険の使用状況	市長 (健康保険課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.2.9	
236	利用者支援事業相談支援事務、個別予防接種事務	ケース連絡票、予防接種個人台帳	市長 (健康増進課)	鎌ヶ谷市	第1号	児童福祉法第21条の10の5第1項	R3.2.26	
237	特別定額給付金支給事務	特別定額給付金振込口座	市長 (市民課)	大府市	第5号 (類型2)	地方税法第20条の11	R2.12.2	
238	畜犬登録事務	飼い犬の登録内容及び狂犬病予防接種の有無	市長 (生活環境課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.1.4	
239	印鑑登録事務	印鑑登録・登録内容	市長 (市民課)	警察署	第5号 (類型1)	遺失物法第12条	R3.1.19	
240	住民票等の写しの交付申請状況	住民票等の写しの交付申請状況	市長 (市民課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.2.19	
241	畜犬登録事務	飼い犬の登録内容及び狂犬病予防接種の有無	市長 (生活環境課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.2.19	
242	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	道路交通法第51条の5第2項	R3.2.24	
243	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給状況回答書	市長 (社会福祉課)	公共職業安定所	第5号 (類型2)	雇用保険法第10条の4、国税徴収法第146条の2	R3.1.18	
244	一般廃棄物処分業の許可業務、一般廃棄物収集運搬の許可業務、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による過去の指導・警告の有無	一般廃棄物処分業の許可の有無 一般廃棄物収集運搬の許可の有無 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反による過去の指導・警告の有無	市長 (廃棄物対策課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R2.12.23	
245	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護決定通知書(写し)	市長 (社会福祉課)	八千代市	第5号 (類型2)	地方税法第20条の11	R2.12.25	
246	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.3.4	
247	利用者支援事業相談支援事務、個別予防接種事務	ケース連絡票、予防接種個人台帳	市長 (健康増進課)	四街道市	第1号	児童福祉法第21条の10の5第1項	R3.2.25	
248	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.2.26	
249	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無	市長 (社会福祉課)	公安委員会	第5号 (類型1)	道路交通法第51条の5第2項	R3.3.5	
250	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.3.8	
251	利用者支援事業相談支援事務	ケース連絡票、妊娠届出書	市長 (健康増進課)	千葉市	第2号		R2.12.16	
252	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給状況回答書	市長 (社会福祉課)	公共職業安定所	第5号 (類型2)	国税徴収法第146条の2	R3.3.9	
253	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市生谷1304番地先(生谷交差点)令和3年3月2日午前7時50分から午前8時20分までの映像	市長 (危機管理室)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.3.10	

令和2年度 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況(一覧)

番号	保有個人情報取扱事務の名称	外部提供をした保有個人情報の内容	実施機関	外部提供先	適用条項	根拠法令等	提供日	備考
254	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市臼井田1006番2地先(県道千葉臼井印西線臼井田五差路)佐倉市生谷1304番地先(生谷交差点)令和3年3月3日午後10時00分から令和3年3月4日午前1時00分までの映像	市長 (危機管理室)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.3.10	
255	療育手帳に関する窓口事務	療育手帳の写し、知的障害者現況調査票・日常生活能力評価票	市長 (障害福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.3.11	
256	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等	市長 (市民税課)	公安委員会	第5号 (類型1)	道路交通法第51条の5第2項	R3.3.12	
257	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護台帳、ケース記録等について	市長 (社会福祉課)	旭市福祉事務所	第5号 (類型2)	生活保護法第29条	R2.11.13	
258	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の内容	市長 (社会福祉課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.2.15	
259	利用者支援事業相談支援事務	ケース連絡票	市長 (健康増進課)	八街市	第2号		R3.3.12	
260	公金収納事務	水道契約状況等	上下水道事業管理者 (給排水課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.3.15	
261	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.3.18	
262	街頭防犯カメラ運用に係る事務	佐倉市西志津1丁目7番地8地先西志津ふれあいセンター前交差点(上)・(下)令和3年3月5日午後10時00分から令和3年3月6日午前8時40分までの映像	市長 (危機管理室)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.3.12	
263	利用者支援事業相談支援事務、予防援種事務	ケース連絡票、予防接種個人台帳	市長 (健康増進課)	ときがわ町	第2号		R3.3.22	
264	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.3.22	
265	軽自動車税賦課調定事務	個人の課税状況(該当車両の所有者等)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.3.22	
266	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無及び内容	市長 (社会福祉課)	税務署	第5号 (類型2)	国税徴収法第146条の2	R3.3.24	
267	国民健康保険診療報酬明細書処理事務	診療報酬明細書の写し	市長 (健康保険課)	千葉県	第5号 (類型2)	国民健康保険法第75条の3	R3.3.29	
268	権利擁護事業	(1)意見書(「〇〇〇〇」に関する支援経過内容の記載)(2)高齢者虐待認定写真(「〇〇〇〇」)(3)受傷時系列(「〇〇〇〇」の受傷状況の内容記載)	市長 (高齢者福祉課)	裁判所	第5号 (類型5)	老人福祉法第5条の4第2項	R3.3.31	
269	利用者支援事業相談支援事務、母子健康手帳交付事務	ケース連絡票、妊娠届出及びアンケート	市長 (健康増進課)	四街道市	第1号	児童福祉法第21条の10の5第1項	R3.3.29	
270	市県民税 普通徴収、特別徴収の賦課調定事務	個人市民税課税状況等(閲覧)	市長 (市民税課)	警察署	第5号 (類型1)	刑事訴訟法第197条第2項	R3.3.31	
271	利用者支援事業相談支援事務	ケース連絡票、看護退院サマリ	市長 (健康増進課)	岡山市	第2号		R3.3.30	
272	生活保護法に基づく援護措置事務	生活保護受給の有無	市長 (社会福祉課)	税務署	第5号 (類型2)	国税徴収法第146条の2	R3.3.30	
273	利用者支援事業相談支援事務、母子健康手帳交付事務	ケース連絡票、妊娠届出及びアンケート	市長 (健康増進課)	千葉市花見川区	第1号	児童福祉法第21条の10の5第1項	R3.3.31	
274	利用者支援事業相談支援事務、母子健康手帳交付事務	ケース連絡票、妊娠届出書及びアンケート、予防接種個人台帳	市長 (健康増進課)	銚子市	第2号		R3.3.25	
275	居住実態調査	乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児童等の状況確認の結果について(報告)	市長 (健康増進課)	熊本市北区	第1号	児童福祉法第21条の10の5第1項	R3.3.8	

個人情報保護制度の運用状況
(平成17年度後期～)

年度	総請求件数	総公文書件数	開示請求件数	決定内容等				訂正請求件数	決定内容等				利用停止請求件数	決定内容等				不服の申出等の件数			
				全部開示	部分開示	不開示	取下げ		全部訂正	部分訂正	不訂正	取下げ		全部利用停止	部分利用停止	利用不停止	取下げ	不服の申出	(勧告の件数)	相談・苦情等の申出	
H17	25	111	25	59	29	22	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	(勧告1件)	1
H18	15	27	15	21	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告1件)	0
H19	13	26	13	18	5	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
H20	10	13	10	9	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
H21	7	14	7	11	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
H22	13	24	13	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(勧告0件)	0
H23	17	30	17	21	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
H24	16	30	16	12	9	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	1
H25	16	16	16	13	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
H26	13	21	13	12	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
H27	22	28	22	23	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
H28	25	26	25	16	7	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
H29	24	25	24	16	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
H30	33	40	33	18	17	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(勧告0件)	0	
R01	34	39	34	25	10	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
R02	26	29	26	7	16	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(勧告0件)	0
合計	309	499	309	305	121	60	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	(勧告2件)	2	

※ 総請求件数は、開示請求件数、訂正請求件数及び利用停止請求件数を合計したものです。

※ 総公文書件数は、開示請求、訂正請求及び利用停止請求それぞれの決定内容等を合計したものです。

佐倉市個人情報保護条例（平成十七年三月二十四日条例第三号）

最終改正:令和元年7月10日条例第5号

改正内容:令和元年7月10日条例第5号 [令和元年7月10日]

○佐倉市個人情報保護条例

平成17年3月24日条例第3号

改正

平成17年9月30日条例第26号
平成18年3月23日条例第2号
平成18年12月28日条例第46号
平成19年10月1日条例第22号
平成21年6月30日条例第25号
平成25年10月1日横書き施行
平成25年12月24日条例第44号
平成27年3月19日条例第4号
平成27年9月28日条例第34号
平成27年12月22日条例第42号
平成27年12月22日条例第44号
平成31年3月25日条例第1号
令和元年7月10日条例第5号

佐倉市個人情報保護条例

佐倉市個人情報保護条例（平成9年佐倉市条例第4号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 実施機関における個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第13条の2）

第2節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求（第14条—第39条）

第3章 事業者に対する指導、助言等（第40条—第44条）

第4章 雑則（第45条—第51条）

第5章 罰則（第52条—第56条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関に対し、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求をする権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち特定個人情報に係るものをいう。

(8) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び議会をいう。

(9) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

- イ 本市の図書館その他図書、資料等を閲覧若しくは視聴に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されているものであって、一般に閲覧若しくは視聴させ、又は貸し出すことができるとされているもの
- ウ 本市の美術館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- (10) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。
- (11) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。
 - ア 専ら文章を作成するための処理
 - イ 専ら文書、図画又は写真の内容を記録するための処理
 - ウ 製版その他専ら印刷物を製作するための処理
 - エ 専ら文書、図画又は写真の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理
- (12) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保

(保有個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録される公文書を使用するもの(以下「保有個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ(緊急かつやむを得ない場合にあっては、当該保有個人情報取扱事務を開始した日以後、速やかに)、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 保有個人情報取扱事務の名称
 - (2) 保有個人情報取扱事務の目的
 - (3) 保有個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - (4) 保有個人情報の対象者の範囲
 - (5) 保有個人情報の記録項目
 - (6) 保有個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届け出た保有個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、その旨を佐倉市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。
- 5 前各項の規定は、実施機関の職員若しくは職員であった者に係る保有個人情報取扱事務又は専ら試験的な電子計算機処理に係る保有個人情報取扱事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集するときは、保有個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、要配慮個人情報のうち、信条に係る個人情報及び社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
 - (2) 審議会の意見を聴いた上で、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認められるとき。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 他の実施機関から収集する場合において、当該実施機関から収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にあること等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
 - (7) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは保有個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な執行を困難にするおそれがあると認められるとき、その他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき。
- 4 実施機関は、番号法第20条の規定による場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

(保有個人情報の利用の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報を実施機関の内部で利用すること(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。
- 2 実施機関は、前項各号の規定により保有個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報を実施機関の内部で利用したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
- (保有特定個人情報の利用の制限)
- 第8条の2** 実施機関は、保有特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部で利用することをしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。)を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部で利用することができる。ただし、保有特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部で利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - 3 実施機関は、前項本文の規定により保有特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を実施機関の内部で利用したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
- (提供の制限)
- 第9条** 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を実施機関以外のものに提供すること(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき又は本人に外部提供するとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。
- 2 実施機関は、前項各号の規定により保有個人情報取扱事務に係る外部提供をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
 - 3 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとする。
 - 4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。
- (オンライン結合による外部提供等)
- 第10条** 実施機関は、法令に定めがあるとき又は公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるときでなければ、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合(保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。)により、外部提供をしてはならない。
- 2 実施機関は、オンライン結合による外部提供を新たに開始し、又はその内容を変更しようとするときは、法令に定めがある場合を除き、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 実施機関は、法令に定めがある場合において、オンライン結合による外部提供を新たに開始し、又はその内容を変更したときは、速やかに審議会に報告しなければならない。
 - 4 実施機関は、オンライン結合により外部提供している保有個人情報が漏えいされ、若しくは不当に利用されているとき、若しくは漏えいされ、若しくは不当に利用されることが明白であるとき、又は保有個人情報を保護するためオンライン結合を遮断する必要があると認めるときは、当該オンライン結合を遮断するものとする。
 - 5 実施機関は、前項の規定によりオンライン結合を遮断したとき、又は前項の規定により遮断したオンライン結合を再び接続し、オンライン結合による外部提供を再開したときは、遅滞なく審議会に報告しなければならない。
- (正確性及び安全性の確保)
- 第11条** 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で保有個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講じなければならない。
 - 3 実施機関は、安全確保の措置を講ずるため、保有個人情報管理責任者を置く。
 - 4 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。
- (委託に伴う措置)
- 第12条** 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、保有個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報取扱事務の委託をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
- (指定管理者の指定に伴う措置)
- 第12条の2** 実施機関は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により本市の公の施設の管理を行うものをいう。以下同じ。)に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (受託者等の責務)
- 第13条** 実施機関から保有個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの(以下「受託者」という。)は、安全確保の措置を講じなければならない。
- 2 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
 - 3 実施機関は、受託者における当該委託に係る保有個人情報の不適正な取扱いにより当該保有個人情報の本人の権利利益を侵害したことが明らかに認められる場合は、当該受託者に対して必要な措置を講ずることができる。
- (指定管理者等の責務)

- 第13条の2** 指定管理者は、当該公の施設の管理に当たって保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有する個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定管理者の管理する公の施設の業務に従事している者又は従事していた者は、当該公の施設の管理に当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 実施機関は、指定管理者における公の施設の管理の業務に係る個人情報の不適正な取扱いにより当該個人情報の本人の権利利益を侵害したことが明らかに認められる場合は、当該指定管理者に対して必要な措置を講ずることができる。

第2節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求

(開示請求権)

- 第14条** 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己の保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。
- 2 代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、当該開示請求に係る保有個人情報が保有特定個人情報以外の保有個人情報である場合は、実施機関が特別の理由があると認めるときに限る。

(開示請求の手続)

- 第15条** 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。
- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所(代理人が開示請求をしようとする場合で、当該代理人が法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所
- (3) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するに足りる事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

- 第16条** 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
- (1) 法令若しくは他の条例の規定又は地方自治法第245条の9第2項若しくは第3項の規定による基準若しくはこれに類する基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国又は県の機関の指示により、開示することができないとされている情報
- (2) 開示請求者(第14条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。本号、次号、次条第2項及び第23条第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- カ 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ
- (7) 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが本人の利益に反すると認められる情報
(部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報に該当する部分以外の部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定(前条の規定により開示請求を拒否するときの決定及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときの決定を除く。)をした場合において、当該保有個人情報の全部又は一部についての開示が可能となる時期が明らかであるときは、実施機関は、その旨をこれらの規定による書面に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第21条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に行なければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を46日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第22条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して60日(第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、算入しない。)以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る保有個人情報に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第20条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第16条第2号イ、第3号ただし書又は第7号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第24条 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受けるときは、自己が当該保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる当該保有個人情報が記録されている公文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書、図画又は写真 閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録 閲覧、視聴、聴取、写しの交付その他の方法のうち、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法

3 開示請求に係る保有個人情報の開示をすることにより、当該保有個人情報が記録されている公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。

(開示請求及び開示の特例)

第25条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第15条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報を開示するかどうかの決定をしないで、直ちに開示するものとする。この場合において、開示は、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により

行うものとする。

- 3 口頭による開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(開示手数料)

第26条 第24条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者は、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

2 手数料は、保有個人情報の開示を行う際に徴収する。

3 既納の手数料は、還付しない。

4 市長及び上下水道事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(訂正請求権)

第27条 何人も、開示決定により開示を受けた自己の保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 代理人は、本人に代わって訂正請求をすることができる。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報が保有特定個人情報以外の保有個人情報である場合は、実施機関が特別の理由があると認めるときに限る。

(訂正請求の手続)

第28条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所(代理人が訂正請求をしようとする場合で、当該代理人が法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)

(2) 代理人が訂正請求をしようとする場合において、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

(3) 訂正請求をしようとする保有個人情報の開示を受けた日その他保有個人情報を特定するに足りる事項

(4) 訂正を求める内容及び理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、自己が当該訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求をしようとする者に対し、当該訂正請求に係る保有個人情報に事実の誤りがあると認める根拠となる書類等の提出又は提示を求めることができる。

4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(保有個人情報の訂正義務)

第29条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第30条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正するとき、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しないときは、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第31条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第28条第4項の規定により補正を求めた場合において、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第32条 訂正請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、訂正請求があった日の翌日から起算して60日(第28条第4項の規定により補正を求めた場合において、当該補正に要した日数は、算入しない。)以内にその全てについて訂正決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への訂正決定の通知)

第33条 実施機関は、第30条第1項の決定に基づき保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第34条 何人も、自己の保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

(1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有個人情報(情報提供等記録を除く。)の利用の停止又は消去

ア 第7条の規定に違反して収集されているとき(番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているときを含む。)

イ 第8条第1項の規定に違反して目的外利用されているとき。

ウ 第8条の2第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとき。

エ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

(2) 次のいずれかに該当する場合 当該保有個人情報(情報提供等記録を除く。)の提供の停止

ア 第9条第1項又は第10条第1項の規定に違反して外部提供されているとき。

イ 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき。

2 代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができる。ただし、当該利用停止請求に係る保有個人情報が保有特定個人情報以外の保有個人情報である場合は、実施機関が特別の理由があると認めるときに限る。

(利用停止請求の手続)

第35条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所(代理人が利用停止請求をしようとする場合で、当該代理人が法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)

(2) 代理人が利用停止請求をしようとする場合において、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

(3) 利用停止請求をしようとする保有個人情報を特定するに足りる事項

(4) 求める措置及び理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 利用停止請求をしようとする者は、自己が当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求をしようとする者に対し、当該利用停止請求に係る保有個人情報が前条第1項各号のいずれかに該当すると認める根拠となる書類等の提出又は提示を求めることができる。

4 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の利用停止義務)

第36条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第37条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部を利用停止するとき、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止しないときは、利用停止をしない旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第38条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第35条第4項の規定により補正を求めた場合において、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第39条 利用停止請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、利用停止請求があった日の翌日から起算して60日(第35条第4項の規定により補正を求めた場合において、当該補正に要した日数は、算入しない。)以内にその全てについて利用停止決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に利用停止決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について利用停止決定等をする期限

第3章 事業者に対する指導、助言等

(事業者の自主的対応のための指導及び助言)

第40条 市長は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。

(説明又は資料の提出の要求)

第41条 市長は、事業者における個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(是正の勧告)

第42条 市長は、事業者における個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

第43条 市長は、事業者が、第41条の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同条の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は前条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者に対し意見の聴取を行うとともに、審議会の意見を聴かななければならない。

(国等との協力)

第44条 市長は、事業者における個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

第4章 雑則

(出資等団体の個人情報保護)

第45条 本市が出資その他財政上の援助を行う団体で実施機関が指定するもの(以下「出資等団体」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報について、開示、訂正及び利用停止(以下「開示等」という。)の申出の手続、開示等の申出に係る回答に対して異議の

- 申出があったときの手続その他必要な事項を定めた規程を整備し、当該規程を適正に運用するよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、前項の指定をした出資等団体に対し、同項に定める規程の整備、当該規程の適正な運用その他必要な事項の指導を行わなければならない。
 - 3 第1項の指定を受けた出資等団体は、個人情報の開示等の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、当該指定をした実施機関に対し、助言を求めることができる。
 - 4 実施機関は、出資等団体以外の本市が出資その他財政上の援助を行う団体について、必要があると認めるときは、当該団体の個人情報の保護について、必要な措置を講ずるものとする。
(指定管理者の個人情報保護)
- 第46条** 指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に当たって保有する個人情報の開示等に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導を行わなければならない。
(他の制度との調整)
- 第47条** 法令又は他の条例の規定により、自己の保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の開示等を求めることができるときは、その定めるところによる。
- 2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第24条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
 - 3 この条例は、本市の図書館等において一般に閲覧若しくは視聴させ、又は貸し出すことができるとされている図書、資料等に記録されている個人情報については、適用しない。
(開示等の請求をしようとする者に対する情報の提供等)
- 第48条** 実施機関は、保有個人情報の開示等の請求をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示等の請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
(苦情処理)
- 第49条** 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
(運用状況の公表)
- 第50条** 市長は、毎年1回、この条例に基づく個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
(委任)
- 第51条** この条例の施行に関し、実施機関における個人情報の保護について必要な事項は実施機関が、事業者に対する指導、助言等について必要な事項は市長が定める。

第5章 罰則

- 第52条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けて保有個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 2 指定管理者の管理する公の施設の業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(個人情報を含む情報の集合物であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときも、前項と同様とする。
- 第53条** 前条第1項に規定する者が、その事務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 2 前条第2項に規定する者が、その事務に関して知り得た当該公の施設の管理に当たって保有する個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも、前項と同様とする。
- 第54条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第55条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第52条又は第53条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。
- 第56条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例の施行の際現に改正前の佐倉市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第14条第1項の規定により実施機関に対してなされている個人情報の開示の請求は、改正後の佐倉市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第14条第1項の規定による開示請求とみなす。
 - 3 この条例の施行の際現に旧条例第22条第1項の規定により実施機関に対してなされている個人情報の訂正の請求は、新条例第27条第1項の規定による訂正請求とみなす。
 - 4 この条例の施行の際現に旧条例第25条第1項の規定により実施機関に対してなされている個人情報の削除の請求は、新条例第34条第1項の規定による利用停止請求とみなす。
 - 5 この条例の施行の際現に旧条例第27条第1項の規定により実施機関に対してなされている個人情報の利用又は提供の中止の請求は、新条例第34条第1項の規定による利用停止請求とみなす。
 - 6 この条例の施行の際現に旧条例第30条第1項の規定により佐倉市個人情報保護委員に対してなされている不服の申出については、新条例第40条第1項の規定による不服の申出とみなす。
 - 7 前5項に規定するもののほか、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってなされたものとみなす。
 - 8 新条例別表の規定は、施行日以後になされる保有個人情報の開示の実施に係る手数料について適用し、施行日前になされた個人情報の開示の実施に係る手数料については、なお従前の例による。

9 旧条例第31条第1項の規定により置かれた佐倉市個人情報保護委員は、施行日において、新条例第43条第1項の規定により置かれた保護委員となり、同一性をもって存続するものとする。

10 旧条例第32条第1項の規定により置かれた佐倉市個人情報保護運営審議会及びその委員は、施行日において、新条例第53条第1項の規定により置かれた審議会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則（平成17年9月30日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

2 佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年佐倉市条例第21号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成18年3月23日条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月28日条例第46号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年2月18日から施行する。

附 則（平成19年10月1日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月30日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月24日条例第44号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日条例第4号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月28日条例第34号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成27年12月22日条例第42号抄）

（施行期日）

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

附 則（平成27年12月22日条例第44号）

この条例は、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。（後略）

附 則（平成31年3月25日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月10日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第26条関係)

公文書の種別	開示の方法	手数料の額
文書、図画又は写真(マイクロフィルム、写真フィルム及びスライドを除く。)	閲覧	無料
	写しの交付(用紙にモノクロームで複写したものの交付)	1枚につき10円
	写しの交付(用紙にカラーで複写したものの交付)	1枚につき50円
マイクロフィルム	閲覧(用紙に印刷したものの閲覧に限る。)	無料
	写しの交付(用紙に印刷したものの交付に限る。)	1枚につき10円
写真フィルム	閲覧	無料
	写しの交付(印画紙に印画したものの交付に限る。)	1枚につき30円
スライド	閲覧	無料
	写しの交付(印画紙に印画したものの交付に限る。)	1枚につき130円
電磁的記録	その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める。	

備考

- 1 用紙の両面に複写し、又は印刷して写しの交付を行う場合においては、当該用紙の片面をそれぞれ1枚として算定する。
- 2 用紙は、原則として日本産業規格A列3番までのものを用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 3 写真フィルム及びスライドの写しの交付に係る印画紙は、縦89ミリメートル、横127ミリメートルのものに限る。

佐倉市個人情報保護条例解釈運用基準

第8条 保有個人情報の利用の制限

第8条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有個人情報を実施機関の内部で利用すること（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

2 実施機関は、前項各号の規定により保有個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報を実施機関の内部で利用したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

【趣旨】

本条は、保有個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために実施機関の内部で保有個人情報を利用することの制限について定めたものである。

なお、保有特定個人情報の利用の制限については、本条を適用せず、第8条の2の定めによる。

【解釈及び運用】

第1項関係

- 1 「実施機関の内部で」とは、市長部局のA課が保有している保有個人情報を同じ市長部局のB課で利用することはもとより、第2条第3号で規定している他の実施機関において利用することも含むものである。
- 2 「利用」とは、実施機関内部で保有個人情報を取り扱うことをいう。

第1号関係

「法令等に定めがあるとき」とは、法律、政令、省令その他の命令と条例及びこれらの委任を受けた規則で目的外利用ができることについて明らかに定められている場合のほか、その趣旨及び目的から目的外利用ができると解される場合も含むものである。

第2号関係

「本人の同意があるとき」とは、文書又は口頭による個別具体的な意思表示としての同意がある場合のほか、事務の流れその他の客観的事実から判断して、本人の同意の意思が明らかである場合も含むものである。この場合、本人が使用目的を限定して同意したときは、その同意の範囲に限られるものである。

なお、申請書等の記入要領欄などに、あらかじめ、目的外利用を行うことについて記載されている場合は、本人が反対の意思表示をしない限り、本号に該当するものとして取り扱うものとする。また、意思能力を有しない幼児又は成年被後見人の保有個人情報を法定代理人の同意のもとで利用する場合も本号に該当するものとして取り扱うものとする。

第3号関係

- 1 本号は、目的外利用をしようとする保有個人情報が、出版、報道等により公にされている場合は、何人でも知り得る状態にあり、個人の権利利益を侵害するおそれも少ないことから、目的外利用の制限の例外としたものである。
- 2 「出版」とは、図書、雑誌、機関誌、国及び地方公共団体が発行する官報、公報、報告書等を刊行することをいう。
- 3 「報道」とは、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報伝達媒体により、ニュースその他の情報を不特定多数の者に知らせることをいう。
- 4 「出版、報道等」の「等」には、公開の講演会、演説会、説明会等における講演、発表、説明や不動産登記簿の閲覧のように何人でも知ることができる制度も含まれる。
- 5 「公にされている」とは、現に公衆が知りうる状態に置かれていれば足り、現に公知の事実である必要はない。

なお、会員録、同窓会名簿など特定の範囲にのみ配付されているものは、公にされているとはいえない。

また、過去に公にされたものであっても、時の経過により、目的外利用をする時点では公にされているとはいえない場合があり得る。

第4号関係

- 1 本号は、緊急性があるときに目的外利用の制限の原則を貫くことは、かえって、人の生命、健康、生活又は財産を保護することができなくなるため、目的外利用の制限の例外としたものである。
- 2 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、火災、地震等の災害、事故、犯罪又は紛争から、人の生命、健康、生活又は財産を保護することをいう。
- 3 「緊急かつやむを得ない」とは、目的外利用することに本人の同意を得る余裕が

なく、かつ、ほかに適当な方法がない場合をいう。

第5号関係

- 1 本号は、前各号に該当しないが、目的外利用をすることについて「公益上の必要その他相当の理由があると認められる」と実施機関が判断した場合は、目的外利用の制限の例外としたものである。
- 2 「相当の理由」とは、公益上の必要に準ずる理由であり、目的外利用を行わなければ、当該事務の目的を達成することが困難であり、かつ、利用する保有個人情報の内容や当該目的その他の事情をかんがみ本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合をいう。

第2項関係

本項は、実施機関が、保有個人情報取扱事務に係る保有個人情報を前項各号の規定により目的外利用をした場合には、その旨を審議会に報告しなければならないことを定めたものである。

【運用上の留意点】

- 1 保有個人情報を取り扱う事務の目的の範囲内での利用や個人に関する情報であっても、特定の個人が識別できないものの利用については、本条は適用されない。
- 2 本条第1項の規定に違反して目的外利用をしているときは、第34条の規定により利用停止請求の対象となる。

佐倉市個人情報保護条例解釈運用基準

第9条 提供の制限

- 第9条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を実施機関以外のものに提供すること（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき又は本人に外部提供するとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。
- 2 実施機関は、前項各号の規定により保有個人情報取扱事務に係る外部提供をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 3 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとする。
- 4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

【趣旨】

本条は、保有個人情報を、実施機関以外のものに提供してはならない原則について定めたものである。

なお、特定個人情報の提供の制限については、本条第1項から第3項までの規定は適用せず、第4項に定めるものである。

【解釈及び運用】

第1項関係

- 1 「提供」とは、実施機関が第2条第3号に規定する実施機関以外のものに保有個人情報を提供することをいう。例えばA課において保有している保有個人情報を国、県、他の市町村、各種団体などに提供する場合をいう。なお、不特定多数の者に対し、公表する場合もこれに当たる。
- 2 「保有個人情報を実施機関以外のものに提供する」とは、実施機関が保有する保有

個人情報を第2条第3号に規定する実施機関以外のものに提供するすべての場合をいい、当該保有個人情報を取り扱う事務の目的の範囲内であるかどうかを問わない。

第1号関係

「法令等に定めがあるとき」とは、法律、政令、省令その他の命令と条例及びこれらの委任を受けた規則で外部提供ができることについて明らかに定められている場合のほか、その趣旨及び目的から外部提供ができると解される場合も含むものである。

第2号関係

1 「本人の同意があるとき」とは、文書又は口頭による個別具体的な意思表示としての同意がある場合のほか、事務の流れその他の客観的事実から判断して、本人の同意の意思が明らかである場合も含むものである。この場合、本人が使用目的を限定して同意したときは、その同意の範囲に限られるものである。

なお、申請書等の記入要領欄などに、あらかじめ、外部提供を行うことについて記載されている場合は、本人が反対の意思表示をしない限り、本号に該当するものとして取り扱うものとする。また、意思能力を有しない幼児又は成年被後見人の保有個人情報を法定代理人の同意のもとで提供する場合も本号に該当するものとして取り扱うものとする。

2 「本人に外部提供するとき」とは、本人の意思に関わらず、実施機関が一方的に本人に提供する場合を含むものである。なお、情報提供を念頭に置いており、この条例に基づく開示請求に対する開示は含まれない。

第3号関係

1 本号は、外部提供しようとする保有個人情報が、出版、報道等により公にされている場合は、何人でも知り得る状態にあり、個人の権利利益を侵害するおそれも少ないことから、外部提供の禁止の例外としたものである。

2 「出版」とは、図書、雑誌、機関誌、国及び地方公共団体が発行する官報、公報、報告書等を刊行することをいう。

3 「報道」とは、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報伝達媒体により、ニュースその他の情報を不特定多数の者に知らせることをいう。

4 「出版、報道等」の「等」には、公開の講演会、演説会、説明会等における講演、発表、説明や不動産登記簿の閲覧のように何人でも知ることができる制度も含まれる。

5 「公にされている」とは、現に公衆が知りうる状態に置かれていれば足り、現に公知の事実である必要はない。

なお、会員録、同窓会名簿など特定の範囲にのみ配付されているものは、公にされているとはいえない。

また、過去に公にされたものであっても、時の経過により、外部提供をする時点では公にされているとはいえない場合があり得る。

第4号関係

- 1 本号は、緊急性があるときに外部提供の禁止を貫くことは、かえって、人の生命、健康、生活又は財産を保護することができなくなるため、外部提供の禁止の例外としたものである。
- 2 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、火災、地震等の災害、事故、犯罪又は紛争から、人の生命、健康、生活又は財産を保護することをいう。
- 3 「緊急かつやむを得ない」とは、外部提供をするに本人の同意を得る余裕がなく、かつ、ほかに適当な方法がない場合をいう。

第5号関係

本号は、前各号のほか、実施機関が、「公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき」は、審議会の意見を聴いた上で、外部提供をすることができることを定めたものである。

なお、「審議会の意見を聴いた外部提供の禁止の例外の種類」を適用するに当たっては、「種類の適用に当たり留意する事項」を参照するものとする。

《審議会の意見を聴いた外部提供の禁止の例外の種類》

No.	類 型
1	捜査機関及び裁判所並びに弁護士会、公認会計士会等公共的職責を担う機関等が、法令等に基づいて行う、捜査、調査、照会等に対し、回答等をする場合 ただし、当該保有個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該保有個人情報を使用する目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する保有個人情報の内容、当該保有個人情報を使用する目的その他の事情から見て本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。
2	行政機関が法令等に基づき実施する事務に関して行う依頼、調査、照会等に対し、回答等をする場合 ただし、当該行政機関が法令等に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で、当該保有個人情報を取り扱う場合であって、当該保有個人情報を使用する目

	的に公益性が認められ、当該保有個人情報の照会等を行うことについて合理的理由があり、かつ、当該保有個人情報の内容、当該保有個人情報を使用する目的その他の事情から見て本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。
3	委員、講師、指導者、助言者等を選任するため、国、他の地方公共団体等からの要請に応じ、当該委員等に係る保有個人情報を提供する場合 ただし、保有個人情報を取り扱う側に事務上の支障等から本人収集が困難な場合に限る。
4	国、他の地方公共団体又は学術研究機関が行う統計調査又は学術研究等に係る協力要請に応じ、提供する場合 ただし、国等が実施する事務事業の遂行に必要な範囲内で、当該保有個人情報を取り扱う場合であって、当該保有個人情報を使用する目的に公益性が認められ、当該保有個人情報を使用することについて合理的理由があり、かつ、当該保有個人情報の内容、当該保有個人情報を使用する目的その他の事情から見て本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。
5	市民等の生命、身体、健康又は財産の安全を守るために、関係機関が連携を図って対処することが効果的であり、当該市民等に係る保有個人情報を提供する必要がある場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。
6	報道機関に公表し、又は報道機関の取材、要請に応じて提供する場合 ただし、当該報道機関を通じて一般に知らせる公益上の必要性がある場合で、かつ、当該保有個人情報の内容その他の事情から見て本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。
7	実施機関の職員又は職員であった者の職務の遂行に係る情報のうち、当該職員又は職員であった者の職及び氏名等を提供する場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。
8	実施機関が訴訟当事者である場合であって、当該訴訟に係る保有個人情報を裁判所に提供する場合 ただし、当該訴訟の遂行に必要な範囲内で、かつ、当該保有個人情報の内容、当該保有個人情報を使用する目的その他の事情から見て本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。

第2項関係

本項は、実施機関が、保有個人情報取扱事務に係る保有個人情報を前項各号の規定により外部提供をした場合には、その旨を審議会に報告しなければならないことを定めた

ものである。

第3項関係

1 本項は、実施機関が保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合は、必要に応じ、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報に係る使用の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を求めなければならないことを定めたものである。

なお、必要に応じ、付した制限の遵守状況を把握し、その結果、遵守されていない状況が認められた場合、その後の保有個人情報の提供を停止したり、提供した保有個人情報の返還を求める等の厳格な運用を図る必要がある。

2 「必要があると認めるとき」とは、提供先、提供する保有個人情報の内容、提供形態、提供先における使用目的、使用方法等を勘案して、保有個人情報の保護のために必要があると認められる場合をいう。

3 「その他必要な制限」とは、使用目的、使用方法に係る制限のほか、事務に従事する者の限定や電子計算機処理の制限、再提供又は委託の禁止、使用後の取扱いの指示などに係る制限をいう。

4 「必要な措置」とは、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全を確保するために必要な措置のほか、個人情報の保護に関する責任体制の整備などをいう。

第4項関係

1 本項は、特定個人情報の提供の制限については、番号法第19条に定めがあることから、確認的に明記したものである。

2 特定個人情報は、番号法第19条各号に該当する場合を除き、提供は禁止されている。

【運用上の留意点】

1 個人に関する情報であっても特定の個人が識別できないものの提供については、本条は適用されない。

2 「本人に外部提供するとき」についても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する場合があります。例えば、当該保有個人情報の中に第三者に関する情報も含まれており、当該第三者に不利益を及ぼしうる場合等である。

3 本条第1項の規定に違反して外部提供をしているときは、第34条の規定により利用停止請求の対象となる。

【参考】

「外部提供に係る取扱いについて」参照

佐倉市個人情報保護条例（平成17年3月24日佐倉市条例第3号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保有個人情報の提供先への訂正決定の通知)</p> <p>第33条 実施機関は、第30条第1項の決定に基づき保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(保有個人情報の提供先への訂正決定の通知)</p> <p>第33条 実施機関は、第30条第1項の決定に基づき保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

附 則（令和×年×月×日佐倉市条例第×号）

この条例は、公布の日から施行する。

佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年9月28日条例第35号） 新旧対象表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）

新	旧
<p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>一 ~三 (略)</p> <p>四 一の使用者等(使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。)における従業者等(従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。)であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。</p> <p>五~十七 (略)</p>	<p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>一 ~三 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>四~十六 (略)</p>
<p>(情報提供ネットワークシステム)</p> <p>第二十一条 <u>内閣総理大臣</u>は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>(情報提供ネットワークシステム)</p> <p>第二十一条 <u>総務大臣</u>は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。</p> <p>以下 (略)</p>

令和3年改正個人情報保護法の 施行準備について

国の説明会資料から抜粋しています

令和3年7月
個人情報保護委員会事務局

1. 令和3年改正法の目的

改正法の目的①：「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化

- 現行法制の不均衡・不整合の是正
 - 国と地方、地方と地方、公営と民営
- 個人情報保護委員会による所管の一元化
 - 民間分野、マイナンバー制度で培った専門的知見

改正法の目的②：国際的制度調和

- EUのGDPR（一般データ保護原則） 十分性認定
 - 独立行政機関（＝委員会）による執行体制の確保
- DFFT（信頼ある自由なデータ流通）

2. 令和3年改正法の骨子

施行スケジュール

- 法施行：令和5年春
- 政令・規則・ガイドライン等の公表：令和4年春
- 施行までの間、個人情報保護委員会は、改正後の制度の考え方や関連規定の素案を提示するとともに、総務省の協力を得て、地方公共団体からの意見・質問を聴取する。
- また、地方公共団体におかれては、条例・内規等の改廃・整備等を行っていただく。

2. 令和3年改正法の骨子

改正法の骨子①：法体系の一本化

(従来)

- 3法：国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者
- 条例：地方公共団体、地方独立行政法人

(改正後)

- 個人情報保護法に一本化
- 改正後の法律は、地方公共団体の機関・地方独立行政法人にも

直接適用

※議会については適用除外。

※議会は議会自身で今後の対応を検討することになります。

※ 既存条例については、改廃の検討をいただくことが必要。

2. 令和3年改正法の骨子

改正法の骨子②：公的部門の規律統一

- 国の行政機関
- 独立行政法人等
- 地方公共団体
- 地方独立行政法人

現行の国の行政機関の規律 **+α**

2. 令和3年改正法の骨子

改正法の骨子④：公的部門の規律見直し

- 新たな保護に関するルールの導入
 - 令和2年個人情報保護法改正（民間部門）の反映
 - ・ 仮名加工情報の取扱いに係る義務
 - ・ 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求
 - ・ 不適正利用・取得の禁止
 - ・ 外国にある第三者への提供制限
 - その他
 - ・ 任意代理人による開示等請求
 - ・ 再委託・派遣労働者に係る規律の明記

Ⅱ. 個別の規律と施行に向けて必要な対応

1. 定義関係

- 「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」及び「個人関連情報」の用語の定義については、公的部門に適用される部分も含め、令和2年改正法の解釈運用を踏襲する形で統一する。
- 「個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定める」という令和3年改正法の目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において独自の定義が定められている「個人情報」や「要配慮個人情報」などの用語については、令和2年改正法で定める定義に統一することとし、条例で独自の定義を置くことは許容されない。
 - ※新たに設けられた「条例要配慮個人情報」の用語については、後述。
- 上記のほか、「行政機関」、「行政機関の長」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「行政機関等匿名加工情報」及び「行政機関等匿名加工情報ファイル」の用語の定義については、現行の行政機関個人情報保護法の相当する用語の解釈運用を踏襲する。

1. 定義関係【必要な対応】

■ 条例・規則の改廃

- 定義関係については、改正後の法律により統一されるため、条例・規則で各用語に関する定義規定を存置又は新たに整備する必要は無い。

2. 行政機関等における個人情報等の取扱い関係①

- 改正後の個人情報保護法第5章第2節に規定する行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する方向で、今後、ガイドライン等を整備する。
 - 個人情報の保有の制限等（法第61条）
 - 利用目的の特定
 - 保有の制限
 - 利用目的の変更
 - 利用目的の明示（法第62条）
 - 正確性の確保（法第65条）
 - 利用及び提供の制限（法第69条）

2. 行政機関等における個人情報等の取扱い関係②

- 行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法には相当する規定が存在しないものであるため、令和2年改正法に関するガイドライン等との整合性も考慮しながら、今後、規則・ガイドライン等を整備する。
 - 不適正な利用の禁止（法第63条）
 - 適正な取得（法第64条）
 - 漏えい等の報告等（法第68条）：委員会への報告義務、本人への通知義務
 - 外国にある第三者への提供の制限（法第71条）
 - 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第72条）
 - 仮名加工情報の取扱いに係る義務（法第73条）
- また、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定に比較して、規律の充実が図られたものであり、今後、令和3年改正法の趣旨も踏まえながら、政令・規則・ガイドライン等を整備する。
 - 安全管理措置（法第66条）
 - 従事者の義務（法第67条）
 - 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第70条）

2. 行政機関等における個人情報等の取扱い関係【必要な対応】

■ 条例・規則の改廃

- 改正後の法律の規定は、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に対して、直接適用されることになるため、条例で法律の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要は無い。

■ 要綱、手引き、様式、通達等の改廃

- 従来の条例の規定に基づき、地方公共団体の機関や地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについての要綱等を作成している場合、改正後の法律の規定に合わせた形に規定の整備等を行う必要がある。

■ 安全管理措置に係る点検等

- 改正後の法律やガイドライン等を参照しながら、地方公共団体の機関や地方独立行政法人における個人情報の管理状況につき点検し、改正法の施行までに適切な管理のために必要な体制等の整備を行う必要がある。

■ 漏えい等報告等に係る体制整備

- 改正後の法律やガイドライン等を参照しながら、漏えい等が生じた場合の委員会への報告や本人への通知を行うための体制等の整備を行う必要がある。

3. 個人情報ファイル関係

- 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行人※を含む。）については、個人情報ファイルの保有等に係る事前通知に関する規律（法第74条）の適用は無いものの、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規律（法第75条）が、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲した上で適用される。

※「規律移行人」については、後述。
- なお、現状、地方公共団体の条例に基づき運用されている「個人情報取扱事務登録簿」に関する運用については、令和3年改正法の施行後も、各地方公共団体が条例で定めを置くことにより、同様の運用を継続することができる。（法第75条第5項）

3. 個人情報ファイル関係【必要な対応】

■ 条例の改廃

- 改正後の法律の規定は、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に対して、直接適用されることになるため、条例で法律の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要は無い。

■ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- 改正後の法律やガイドライン等を参照しながら、改正法の施行までに地方公共団体の機関や地方独立行政法人ごとに個人情報ファイル簿の作成・公表を行う必要がある。

4. 開示、訂正及び利用停止関係

■ 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）については、国の行政機関及び独立行政法人等と同様の規律（法第5章第4節）が、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲した上で適用される。

※ ただし、現行の行政機関個人情報保護法においては本人又は法定代理人にしか認められていなかった開示等請求について、改正後の法律においては任意代理人による開示等請求が認められるようになる。

任意代理人が請求するときのなりすまし対策をどうするか、現在国で検討しています。

※「規律移行法人」については、後述。

4. 開示、訂正及び利用停止関係【必要な対応】

■ 条例の改廃

- 改正後の法律の規定は、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に対して、直接適用されることになるため、条例で法律の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要は無い。

※ 法第89条第2項の規定に基づき、開示請求に係る手数料の額については、条例で定める必要がある。

- 一方で、地方公共団体毎に定められている情報公開条例との整合性を確保するための非開示情報の整理のほか、開示等手続及び審査請求手続について、法律の範囲内で独自規定を条例で定めることができる。

■ 開示等請求への対応に必要な体制整備

- 改正後の法律やガイドライン等を参照しながら、改正法の施行までに地方公共団体の機関や地方独立行政法人ごとに開示等請求への対応を行うための体制等の整備を行う必要がある。

4. 開示、訂正及び利用停止関係【参考】

【条例と開示等手続との関係】

● 条例において定めることが許容される開示等関連の規定の例

- ◆ 情報公開条例の規定と同様の非開示情報を追加すること
- ◆ 法で定める開示決定等の期限を短縮すること
(法は原則として請求から30日以内に開示決定等すべき旨を規定。)
- ◆ 手数料を無料又は従量制とすること

※ 口頭開示の可否・許容範囲については今後整理予定。

● 条例において定めることが許容されない開示等関連の規定の例

- ◆ 情報公開条例との整合確保と無関係な非開示情報を追加すること
- ◆ 法で定める開示決定等の期限を延長すること

5. 行政機関等匿名加工情報関係

- 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）については、国の行政機関及び独立行政法人等と同様の規律（法第5章第5節）が、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲した上で適用される。
- ただし、改正後の附則第7条の規定により、当分の間は都道府県及び指定都市のみに提案募集を義務付けることとする。

※「規律移行法人」については、後述。

5. 行政機関等匿名加工情報関係【必要な対応】

■ 条例の改廃

- 改正後の法律の規定は、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に対して、直接適用されることになるため、条例で法律の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要は無い。

※ 法第119条第4項の規定により、契約締結する者が納めるべき手数料の額については、条例で定めておく必要がある。

■ 提案募集等に必要な体制整備

- 改正後の法律やガイドライン等を参照しながら、改正法の施行までに地方公共団体の機関や地方独立行政法人ごとに提案募集等を行うための体制等の整備を行う必要がある。

【参考】 公的部門の機関、法人等の種別と規律の適用関係

	個人情報等の取扱い等に関する規律	個人情報ファイル簿に関する規律	開示、訂正、利用停止等に関する規律	匿名加工情報に関する規律
国の行政機関	公的部門の規律 (第5章第2節)	公的部門の規律 (第5章第3節)		
独立行政法人等	公的部門の規律 (第5章第2節) ----- 民間部門の規律 (第4章) ※2、3			
別表第二に掲げる法人及び(独)労働者健康安全機構 ※1				
地方公共団体の機関 ----- 病院、診療所、及び大学の運営の業務 ----- 地方独立行政法人 ----- 試験研究等を主たる目的とするもの、大学等の設置・管理及び病院事業の経営を目的とするもの	公的部門の規律 (第5章第2節) 民間部門の規律 (第4章) ※2、3 公的部門の規律 (第5章第2節) 民間部門の規律 (第4章) ※2、3	公的部門の規律 (第5章第3節) ※第75条のみ	公的部門の規律 (第5章第4節)	公的部門の規律 (第5章第5節)

※1 独立行政法人労働者健康安全機構については、病院の運営の業務に限る。

※2 保有個人データに関する事項の公表等(第32条)並びに開示、訂正等及び利用停止等(第33条～第39条)に関する規定は適用されない。

※3 民間の事業者である匿名加工情報取扱事業者等の義務(第4節)に関する規定は適用されない。

Ⅲ. 委員会と地方公共団体との関係

委員会と地方公共団体との関係

- 委員会の位置付け
 - 専門的知見を有する独立行政委員会（法第6章第1節）
- 指導、助言、勧告等
 - 法第6章第2節第3款の規定に基づき、委員会は行政機関等の監視を行う。
- 情報の提供・技術的助言の求め（法第166条）
 - 委員会は、地方公共団体の求めに応じて、必要な情報提供や技術的助言を行う。
- 条例の届出（法第167条）
 - 地方公共団体の長は、改正後の法の規定に基づき個人情報保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、委員会に届け出なければならない。

IV. 個別論点に関する考え方

1. 主な論点と考え方①

- 死者に関する情報の扱い
 - 令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において見られるような死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することは、改正後の個人情報保護法の下では許容されない。他方、個人情報保護制度とは別に、法律に抵触しない限度で、条例において死者に関する情報の取扱いについての規定を設け、適正な管理を図るための措置を講じることは妨げられない。
- 条例要配慮個人情報
 - 法第60条第5項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じて「条例要配慮個人情報」に関する定めを条例に設けることができるが、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、法の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は、許容されない。
- 「法令」の範囲
 - 「法令」に条例が含まれないこととされている場合においても、「法令」の委任に基づき定められた条例については、「法令」に含まれる。

※死者に関する情報については、佐倉市は平成30年度第2回審議会でも審議いただき、条例対応済みです。(H31.4.1施行)

1. 主な論点と考え方②

- 地方議会の扱い
 - 地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関から除外され、法第5章が規定する行政機関等の個人情報取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされおらず、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待される。
- オンライン結合制限
 - 改正後の個人情報保護法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。
- 審議会への諮問
 - 改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合に限って、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない。

※条例第10条でオンライン結合は原則として制限していませんが、改正法では条例で原則制限することはできません。

2. 現在検討中の論点

- 指定管理者が取得した個人情報に関する開示等請求の取扱い
- 口頭による開示請求の可否・許容範囲
- 一部の経過措置を条例で定めることの要否 ※Q&A10-1-1注釈
- 財産区における個人情報の取扱い

※ 地方公共団体からの質問・意見の多い事項については、地方公共団体における施行準備作業に資するべく、ガイドライン等の成案を提示する前においても必要な情報提供を行う。

V. 今後のスケジュール
